

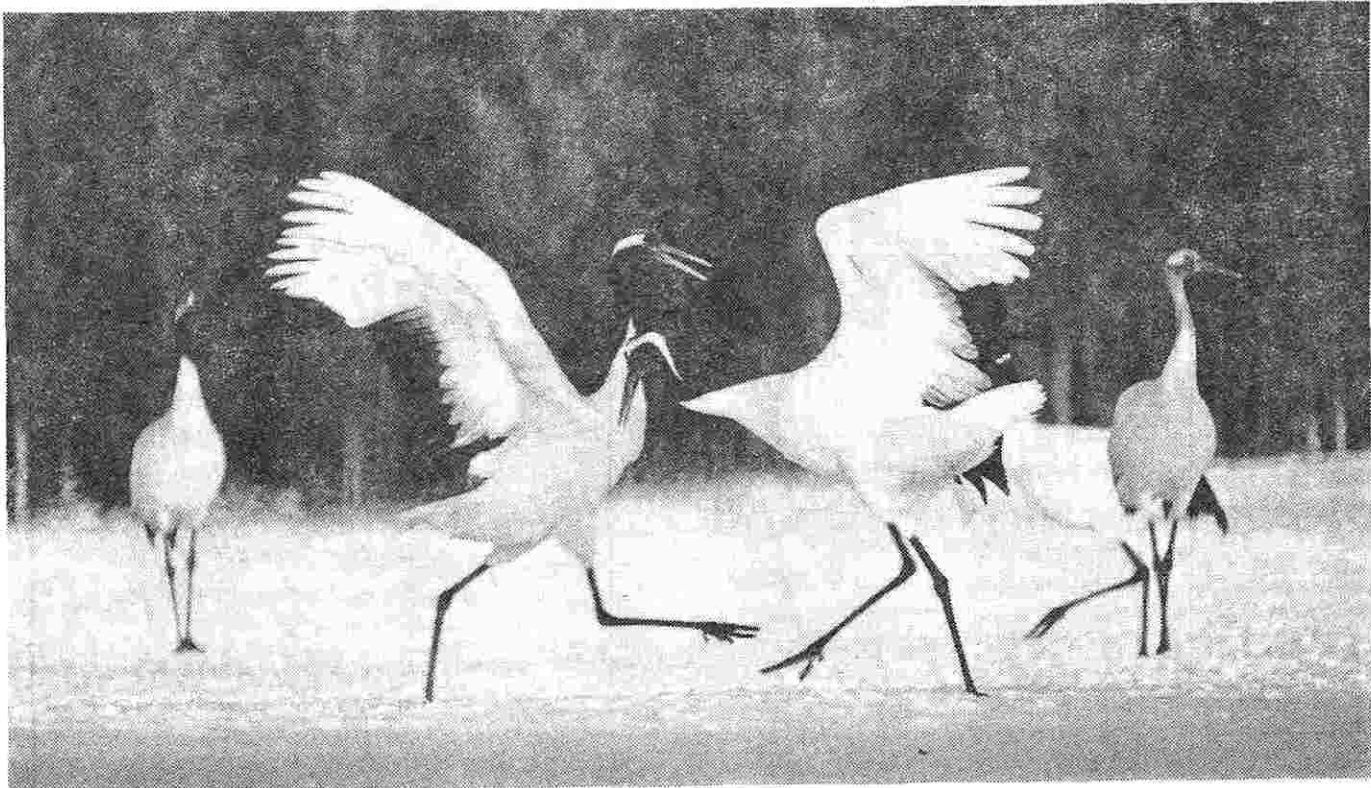
第71号  
昭和51年  
1月1日  
発行

発行所  
日本赤十字  
新労働組合連合会  
(日赤新労)  
東京都港区西久保  
広町35(康申ビル)  
TEL.03-432-1089  
発行責任者  
等々力 重信

綱 領

1. 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
2. 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして、明らかなる民主的労働組合としての健全なる発展を期す。
3. 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

# 日赤新労



明けまして  
おめでとう  
ございます

## 第三回 中央委員会開く

### 51年度運動方針(案)など討議

- ☆ 早川・須賀川のせせらぎと、うっそうたる森の緑に囲まれた歴史の町・箱根湯本―野鳥のさえずりの中、……☆
- ☆ 純日本風なたたずまいの御水苑において、12月14、15日の両日、第三回中央委員会が開催された。議長に、龍直……☆
- ☆ 彰(名)日赤、副議長に都司敏男(大田原日赤)、書記に駒村貞治(大津日赤)の各氏を選出し、本部役員、……☆
- ☆ 中央委員並びにオセサーバー等多数出席。二日間に亘り、昭和五十一年度運動方針(案)、歳入・歳出予(……)☆
- ☆ (算案)、期末手当の全部交渉権、組合規約の一部改正、第十五回定期大会の運営等について討議が行われた。……☆

(一) 五十一年度運動方針案  
「医療引上げと日赤の現状」  
「保養所の新設」の項、上から四行目、「団交に」を「団交で」に訂正すること。  
「天下り人事の排斥」の項、第一行目、「支部及び血液センター」とあるを「各施設」と修正すること。  
その他は全員賛成で承認された。

(二) 五十一年度歳入・歳出予算(案)について  
歳入歳出とも原案どおり承認された。規約第四十九条第三項に定められた期限内に送付することを確認した。

(三) 期末手当の本部交渉権について  
種々討議を行ったが、結論を得られず、次期大会に改めて議題として提出すること。

(四) 組合規約の一部改正について  
顧問、相談役を置くことにについては承認されたが、顧問は内外を問わず、カラーのない人、相談役については、組合員の中から推せんする。  
但し、規約の何条に入れるかは、次期大会までに検討することとした。

(五) 第十五回定期大会の運営について  
開催は、五十一年二月下旬(大会役員)

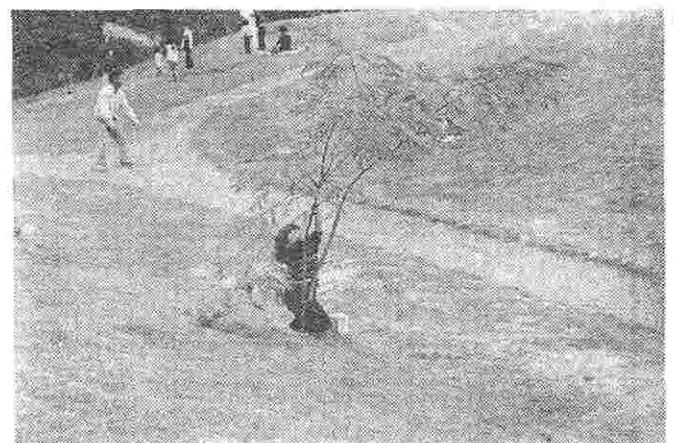
議長 第三ブロック  
副議長 第四ブロック  
書記 第五ブロック  
議事運営委員 一、三、五ブロック

第二回婦人部代表者会議の延期について  
十二月六日、午前九時より午後五時まで、浜松市城北一ー一だー二三、滋養健康センターにおいて、議題

(1) 五十一年度婦人部運動方針  
(2) 役員選出  
(3) 討論会  
(4) 講演 講師・静岡県婦人少年室長 秀島初子氏  
テーマ 国際婦人年について  
以上を行う予定であったが、国鉄スト権ストのため次回に延期した。次回は一月下旬の予定。



熱心な討議がつづいた第3回中央委員会



### 決定的瞬間

日赤新労写真コーナー  
テスト入選作

宮城県血液センター  
佐藤吉唱

一頭捕獲し、特殊な鋏で角を切り取るものであり、一生懸命の突進にある東四、南北命逃げ回る鹿を驚かす。五、その風光明媚な小島であり、天平の昔、日本で初めてからである。

金華山という島は、社鹿半島にあり、鹿を驚かす。五、その風光明媚な小島であり、天平の昔、日本で初めてからである。



### 東北の旅

金が採れたといわれます。名物の「鹿の角切り」です。鹿に横たわっている相対の鹿の角を鋏で切り取る。野生の鹿を過剰に狩らした鹿の角の中に追いつき、たのしい旅を終りました。

日赤新労書記 夏井 恒世  
一度行って見たいとかねてから思っていた東北地方への旅が、はからずも本年十月にいたって実現する運びとなった。それは私の希望していた時期に、かねて話していた友人の都合が合ったこととであり、同行できることになったからである。  
二人で相談の結果、霊島金山にすることに決した。すばらしい風光に接することのほか、伝統的に有名な「鹿の角切り」が、今年第三回は、その機会に恵まれた。

日本赤十字社退職年金制度運営委員会

(昭和50年12月19日午後1時30分)
於 笹川記念会館 第4会議室

- 1、委員長挨拶
2、昭和49年度退職金関係業務取扱状況(説明)
3、昭和49年度退職年金資金特別会計の決算結果(説明)
4、昭和50年度退職年金資金の収支状況(説明)
5、審議
(1) 戦時救護員として派遣された職員にかかる退職年金の過去勤務期間の取扱いについて
(2) 掛金、負担金及び給付金の算定基礎とする給与月額を、年間を通じ同一額とすることについて
(3) その他

資料 No.1

昭和49年度退職年金関係業務取扱状況

- 1、掛金及び負担金収入状況(施設別内訳は、別表1のとおり)

Table with 4 columns: 収入種別, 送納義務額, 収入額, 滞納額. Rows include 掛金, 負担金, 計.

- 2、給付金支出状況(施設別内訳は、別表2のとおり)

Table with 4 columns: 給付金種別, 支給対象退職者数, 支出額, 1人当り平均支出額. Rows include 退職年金, 脱退一時金, 遺族一時金, 計.

(注) 1、昭和49年度における退職年金の支給決定退職者数は19人であり、その支給開始年度別内訳は次のとおりであること。

Table with 2 columns: 支給開始年度, 支給対象退職者数. Rows include 昭和49年度, 50, 51, 52, 計.

- 2、在職中死亡した職員は4人であり、その遺族に支給した遺族一時金の支給条件内訳は、次のとおりであること。

Table with 3 columns: 支給条件, 支給対象退職者数, 支出額. Rows include 加入期間が20年未満かつ年齢が55歳未満の職員が死亡したことによるもの, 加入期間が20年以上かつ年齢が60歳以上の職員が死亡したことによるもの, 計.

掛金及び負担金収入額施設別内訳は別紙

資料 No.2

昭和49年度日本赤十字社退職年金資金特別会計歳入歳出決算内訳

(自 昭和49年10月1日 至 昭和50年4月30日間に於ける昭和49年度分収支)

(歳入)

Table with 2 columns: 退職年金資金収入, 金額. Rows include 退職年金資金収入, 1、掛金収入, 2、負担金収入, 3、利子収入, 4、雑収入.

(歳出)

Table with 2 columns: 退職年金給付費, 金額. Rows include 退職年金給付費, 1、事務費, 職員費.

Table with 2 columns: 需要費, 金額. Rows include 需要費, 雑費, 2、給付費, 年金給付金, 一時金給付費, 3、退職年金基金編入金.

(財産目録)

Table with 2 columns: 資産目録, 金額. Rows include 有価証券, 銀行預金, 保険資産, 繰替金, 計. Includes sub-table for 普通預金, 貸付信託, 金銭信託.

資料 No.3

(1) 昭和50年度 日本赤十字社退職年金資金収支状況(昭和50年11月末現在)

Table with 2 columns: (収入), (支出). Rows include 掛金・負担金, 利子, 計, 給付金, 年金, 一時金, 事務費, 計, 収支差額.

(2) 昭和50年度 給付決定退職者数内訳(昭和50年11月末現在)

Table with 2 columns: 退職年金, 減額退職年金, 脱退一時金, 遺族一時金, 計. Includes cumulative counts in parentheses.

(3) 資金運用内訳(昭和50年11月末現在)

Table with 2 columns: 普通預金, 金銭信託, 貸付信託, 債券投資, 保険資産, 計.

資料 No.4

審議事項(説明)

- 1、戦時救護員として派遣された職員にかかる退職年金の過去勤務期間の取扱いについて

旧日本赤十字社救護員召集規則(大正10年本達甲第6号)の規定に基づき戦時救護員として召集を受けた当時、本社、支部又は病産院に在職していないものであって、召集解除後あらたに職員となった者又は職員であった者が召集解除後に退職し、後日ふたたび職員となった者が、昭和49年10月1日以降に退職又は死亡し、次の各号に該当する場合は、戦地勤務期間の月数を退職年金規程第14条の規定による過去勤務期間の月数とみなすことに規定しようとするものであること。

- (イ) 日本赤十字社救護員として、別表に定める戦地の区域及び戦時の期間において、戦地勤務に従事した期間が1箇月以上あること。
(ロ) 退職年金規程第4条の規定による加入期間と第14条の規定による過去勤務期間(戦地勤務期間を含む)との合計月数が240箇月以上あること。

- 2、掛金、負担金及び給付金の算定基礎とする給与月額を、年間を通じ同一額とすることについて

退職年金規程第23条及び第24条の規程による掛金及び負担金については、職員の毎月の給与月額(俸給及び役付手当の月額合計額)に規定の割合を乗じて得た額をきよ出額又は負担額として積立てを行なっているところであるが、各施設において毎月のように異動する職員の給与月額を報告し、掛金及び負担金の増減計算を行なうことは事務能率の面で著しい問題があり、特に給与改正の場合に改正要綱の適用時に遡及して追加報告及び差額計算を行なうことは、事務を煩雑にし効率が薄いものと考えられるため、その改善につき各施設から少なからず要望があること。すなわち、健康保険法、厚生年金保険法に基づく保険料額が、年間を通じて同額の報酬月額(特に著しい変動があった場合を除く)を基礎として計算した額によって納付されており、また、各企業で実施している殆どどの私的年金制度(適格年金、調整年金等)においても、毎年の一定時期における給与月額を基礎として計算して得た額を、毎月分の掛金として積立てている状況であること。

ついては、前記事情にかんがみ退職年金規程第2条第2号に規定する「給与月額、(掛金、負担金及び給付金の算定基礎とする額)の定義を、次のように改めようとするものであること。

「給与月額 毎年の4月1日(同日以外の日に採用となった者については、採用の日)において現に支給されている職員の俸給及び役付手当の月額の合計額(その額が25万円を超えるものについては、25万円であるものとみなす)をいう。

ただし、当年度内において日本赤十字社職員給与要綱に定める俸給又は役付手当の月額につき改正があったときは、当該給与月額を改正規定の施行の日の属する月から改正後の俸給及び役付手当の月額の合計額に変更するものとする。」

戦地の区域及び戦時の期間

Table with 3 columns: 区, 域, 期間. Rows include 1 中国(満州及び英国租借地である九竜半島並びに香港を含み、台湾を除く), 2 南島島、もとの日本委任統治領であった南洋諸島及び新南群島, 3 もとの仏領印度支那, 4 タイ, 5 ビルマ, 6 もとの英領マレイ半島, 7 もとの蘭領東印度諸島, 8 もとの英領ボルネオ, 9 ニューギニア島, 10 ビスマルク諸島, 11 オーストラリア, 12 フィリピン諸島, 13 ハワイ諸島, 14 太平洋上及び印度洋上の島しょ(第18号・第20号及び本邦に属する島しょを除く), 15 太平洋, 16 印度洋, 17 千島列島, 18 小笠原諸島及び硫黄列島, 19 印度, 20 南西諸島, 21 樺太, 22 北緯38度以北の朝鮮. Includes note (注) 病院船に勤務した者については、本表に掲げる各区域の沿海又は洋上に勤務したものと同等の取扱いとする。